

# 支部ニュース

2021年1月 No.566

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 新年のあいさつ・・ 黒岩哲彦 1
- 核兵器禁止条約にむけて
  - ※「核兵器禁止条約の発効を力にどう前進するか」・・・・・・・・・・・・・・・・ 川田忠明 4
  - ※核兵器禁止条約一斉宣伝行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 中川勝之 6
- 空襲被害者救済法を2021年通常国会で何としても成立を・・・・・・・・・・・・ 黒岩哲彦 7
- 東京地評「コロナにまけない！食料×生活支援プロジェクト」に参加して・・・高橋 寛 9
- 新人紹介・・ 井上智貴 10
- 都民ファーストの会による新型コロナウイルス感染症対策罰則付き条例案断念と東京都による都民、事業主、医療機関等に対する支援強化を求める声明・・ 11
- 2021東京支部総会講演の御案内ーぜひご参加ください！・・・・・・・・・・・・ 高橋 寛 12
- 12月幹事会議事録・・ 13



# 新年のあいさつ

支部長 黒岩 哲彦

新年あけましておめでとうございます。

2021年は自由法曹団100周年を迎えます。戦前の治安維持法下の困難を極めた活動、戦後の様々な分野での大衆的裁判闘争の理論と実践など100年の活動の教訓に学びさらに発展をさせましょう。

## **安倍政権を総辞職に追い込んだ国民運動の成果・強権的な菅政権との闘い**

7年8ヶ月に及ぶ安倍政権が総辞職し菅義偉政権が誕生しました。安倍首相が任期を残して辞任に追い込まれた最大の要因は、3000万人署名、発議阻止の緊急署名の運動をはじめとする全国の市民の粘り強い行動が強い後押しとなり、それに励まされた立憲野党の頑張りが、安倍首相の念願である明文改憲の策動を押しとどめ、「2020年末までに」「自分の任期中に」という首相の公約を事実上挫折に追い込んだことにあります。新型コロナの流行に直面して、対策の無力、社会の困難を露呈させたことや、モリカケ、桜を見る会の問題、検察庁法改悪の企みなどの政治の私物化への怒りの爆発が、政権を追い詰めた要因となりました。

誕生した菅政権は、「安倍政権の政治の継承」を掲げ「憲法改正にしっかりと取り組む」と安倍改憲の完遂を公約に掲げています。さらに、菅政権は、明文改憲の前段として、9条の実質的破壊を推し進める「敵基地攻撃能力」の保持をまず強行しようとしています。

## **新型コロナ危機を利用したショック・ドクトリンを許すな**

新型コロナ感染拡大は第3波の深刻な危機になっています。菅政権の対応は無為無策であり、まさに人災です。

## **コロナ危機を利用した新自由主義の強権政治**

菅政権は2020年10月16日に成長戦略会議を新たに立ち上げました（議長＝加藤勝信官房長官）。メンバーには慶応大名誉教授の竹中平蔵パナソニック会長や、国際政治学者の三浦瑠麗氏、小西美術工藝社のデービッド・アトキンソン社長ら8人が入っています。

### **・生活保護・年金の縮小・廃止**

竹中平蔵氏は、共同通信のインタビューで。最低限の生活を保障するため全国民にお金を配る「ベーシックインカム（BI）」（最低所得保障）について、「将来の導入に備えて議論を進めるべきだ」との考えを示し、9月下旬、BS番組に出演し、BIについて全国民を対象に1人当たり月7万円支給する、財源は生活保護や年金を縮小して充てるとしています。

### **・中小企業の淘汰**

デービッド・アトキンソン氏は2020年10月16日の成長戦略会議で、生産性向上のために中小企業を淘汰すると主張しました。

### **・マイナンバーカードの普及促進を狙う「デジタル庁」創設**



個人情報管理の全体主義的な方向です。

・ **種苗法の改悪**

多国籍企業の利権に応じたものです。

**ショック・ドクトリン**

新自由主義は、市場メカニズムに全幅の信頼を置き、あらゆる領域で規制を緩和していく市場原理主義です。「小さな政府」というような甘いものではなく、政府が強力に介入して「市場原理主義」を実行して日米の財界の力を強めていく政策です。このためには法の支配と立憲主義を破壊し、全体主義的な体制を作ろうとします。

名著のナオミクライン『ショック・ドクトリン——惨事便乗型資本主義の正体を暴く』（岩波書店 2011年9月9日）は、戦争、津波やハリケーンのような自然災害、政変などの危機につけこんで、あるいはそれを意識的に招いて、人びとが茫然自失から覚める前に、およそ不可能と思われた過激な市場主義経済改革を強行するアメリカとグローバル企業による「ショック療法」は世界に何をもたらしたかを生々しく明らかにしています。菅政権のコロナ危機への対応は、コロナ危機を利用したショック・ドクトリンの発動です。

**野党間では新自由主義との決別で一致**

コロナ禍で新自由主義と決別することで一致したことは野党共闘を実現する大きな力になりました。枝野幸男立憲民主党代表は、2020年5月29日に「支え合う社会へ ポストコロナ社会と政治のあり方（『命と暮らしを守る政権構想』）」を発表しました。枝野構想は、（1）「小さすぎる行政の脆弱さ」①危機にマンパワー不足、②司令塔が不明確、③迅速に情報集約・事務処理ができない、（2）ポストコロナ社会の理念①支えあいの重要性、②自己責任論の限界、③再分配の必要性、（3）ポストコロナの社会・経済・政治の方向性①『支えあう社会』へ、②『未来志向の分散型経済』へ、③『信頼できる機能する政府』へ、です。この内容は私たちと共通する思いです。

**菅首相による違憲・違法の学術会議会員任命拒否問題**

自由法曹団東京支部は2020年10月2日に、いち早く『断固抗議し、撤回を求める声明』を発表しました。この声明は、作家の平野啓一郎さんが拡散して頂きました。支部声明は、日本学術会議が推薦した候補が任命されなかった例は過去になく、過去の国会答弁によれば、首相の任命権は形式的なものに過ぎない。任命を拒否された6名は安保法制や共謀罪、沖縄の新基地建設等に反対を表明する等してきました。任命拒否は6名の候補の研究活動を理由としてなされたものであることは明らかであり、日本学術会議法に違反するとともに憲法23条が保障する学問の自由に対する重大な侵害です。1935年の天皇機関説事件の後、「国体明徴声明」が出され、国民に「国体」を徹底的に叩き込んで侵略戦争に動員をしていきました。

違憲・違法の学術会議会員任命拒否を撤回させるためにも自公政権を退陣に追い込みましょう。

**東京都知事選挙の成果を発展させ、新自由主義の克服と野党共闘による野党連合政権を実現するために全力をあげよう**

自由法曹団東京支部は、革新都政をつくる会の一翼を担い、「市民と野党の共闘による都政の転換」を実現する立場で東京都知事選挙を取り組みました。私たちも参加した「希望のまち東京をつくる弁護士

の会」は「市民と野党の共闘」の一翼を担い、人権弁護士と野党共闘を広く結集しました。東京の25の小選挙区で「市民選対」がつくられました。まさに、本気の共闘が実現し、立憲の方の比喻では『混ぜると危険』から『信じて任せる』になりました。また、選挙実務を共同し、街頭宣伝、法定ビラ配布、ポスター張り出し、候補者カーと確認団体カーの手配など、実質的な共同選対になりました。

コロナ危機について菅政権に対応する意思も能力もないことが明らかになりました。新自由主義の克服と野党共闘による野党連合政権を実現するために全力をあげましょう。



# 核兵器禁止条約にむけて

## 「核兵器禁止条約の発効を力にどう前進するか」

日本平和委員会常任理事 川田 忠明

### 1 はじめに（核兵器禁止条約はなぜ画期的か）

本年10月24日、ホンジュラスが50番目の批准を行ったことにより、核兵器禁止条約は、来年1月22日に発効する運びとなった。

この条約の何が画期的かという点、はじめて核兵器を《悪》とする条約を《多数》で作ったことである。

今までの条約は、核兵器の存在そのものを真っ向から反対しておらず、核兵器を《悪》とみなしていなかった。かつ、今までの条約は米ソなどの大国のみで作っており、今回の核兵器禁止条約のように市民の参加はなかった。

核兵器禁止条約は、核兵器を違法化するものであるが、ハーグ陸戦条約やジュネーヴ諸条約といったすでに存在している国際法を根拠としたことが重要である。これらの条約には核五大国が全て参加している。核兵器禁止条約は、独自の見解によらず、国際的なコンセンサスを根拠に核兵器を違法化した点が重要である。



### 2 条約発効の意義

#### (1) 法秩序の変化

ジョエリン・プラトリアス准教授（南アフリカの西ケープ大学）は、核兵器禁止条約発効は、法的状況を一変させる（a legal game-changer）と述べている。すなわち、1996年7月8日の「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見」では、核兵器の使用について、「(国際法に) 一般的には違反するであろう」と述べつつも、「核兵器の威嚇または使用を包括的かつ普遍的に禁止する国際慣習法や条約法は存在しない」などとして、自衛の極端な状況（では）結論を下すことができない」とした。核兵器禁止条約は核兵器を違法とする「条約法」であるため、この勧告的意見のロジックからすれば、核兵器の使用と威嚇は明白な国際法違反となる。

#### (2) 政治的影響力

ラメシュ・タクル名誉教授（オーストラリア国立大学）は、核兵器禁止条約発効は、「(核保有) 国の持っている〔核兵器の独占的保有という〕地位の正当性の危機を深刻化させるだろう」と述べている。核兵器が違法となることにより、核保有国は、違法物所有者の無法者ということになるため、核保有国の「国際的正当性の隠れ蓑」が奪い取られるとしている。レベッカ・デイビズ・ギボンズ助教授（アメリカ南メイン大学）も、「核抑止が戦略的安定と実際の安全保障の源であると信じる政府にとって、この規範は危険だ」と指摘している。

### 3 非加盟国の行動変化

#### (1) 対人地雷禁止条約の例

核兵器禁止条約について、核保有国が加盟していないことから、実効性がない、などと指摘する声がある。

しかし、核兵器禁止条約が、非加盟国の行動を変化させる可能性がある。

対人地雷禁止条約では、発効前（1998年～1999年）に対人地雷を使用していた未加盟国は15カ国あったものの、発効後に徐々に減っていき、2017年～2019年ではわずか1カ国（ミャンマー）にまで減少した。未加盟国であるエジプト、ネパール、イスラエル、アメリカが生産を止めたことも重要だ。

#### (2) 書簡「核兵器禁止条約に関する米国の懸念」

AP通信は、本年10月21日付で、「核兵器禁止条約に関する米国の懸念」と題する書簡を報道した。同書簡は、批准国に向け、「あなた方が戦略的な誤りを犯しており、批准または賛同を撤回すべきだと考えている」と述べ、未批准国に向けては、「核兵器禁止条約は、核抑止を必要とさせている現在の安全保障上の課題、同盟国やパートナー国が安全保障上必要とする米国の抑止力を損なうリスクを無視するものだ」などと述べている。

これは、禁止条約の参加が広がることで、核戦略の手足が縛られることを、アメリカが真剣に懸念していることを示している。

核兵器禁止条約では、第1条(e)において、(条約で禁止されている活動を他国に) 援助し、奨励し又は勧誘することを禁止し、同(g)では、(自国の領域や管轄・管理下に核兵器を) 配置し、設置し、または配備することを許可することを禁止している。

たとえば、パラオは加盟国であるが、すでに自由連合盟約で定められている「パラオ管轄区域内において」「核能力を有する船舶」などを「運行する権利」は、核兵器禁止条約と抵触する可能性がある。カザフスタンも加盟国であるが、同国内のサリシャガン・迎撃ミサイル実験場におけるロシアのミサイル試験は、条約が禁じる開発への援助となりうる。

### 4 その他の波及効果

#### (1) 被害者への国際的援助の促進

核兵器禁止条約は、第6条で、被害者援助と環境回復を義務付けているが、すでに国際的援助の必要性を主張する欧州議会議員も出てきている。

#### (2) 諸国政府と市民社会の共同発展

条約第8条により、締約国会議がはじまる。これには、非政府組織の参加が招請されると規定されており、これは画期的なことである。核兵器廃絶への市民社会との共同が新たに発展する。

### 5 核兵器廃絶への展望

違法化の意義は大きい。科学兵器や生物兵器も、まず禁止され、そこから廃絶に進んだ。

もちろん核保有国を条約に参加させることが、肝要である。核兵器禁止条約は、核兵器をなくす前でも参加できる仕組みになっている。より差し迫っているのは、核五大国が参加するNPT再検討会議(8月)での前進だ。

日本の世論はハッキリとしている。本年6月～7月の世論調査によれば、核兵器禁止条約に参加すべきが72%、参加すべきでないが24%であった。自治体の意見書採択も500をこえた。

政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名のスタート集会在10月29日に行われ、サーロ一節子氏、坂本龍一氏、田中眞紀子氏らに加え、枢機卿の前田万葉氏なども参加した。各地の反響もこれまでになく大きい。

9月18日に発表された市民連合の要望書では、13項目で、核兵器のない世界を実現するため、「核兵器禁止条約」を直ちに批准することが要望されている。

日本を変え、世界を変えよう。

## 核兵器禁止条約一斉宣伝行動

事務局長 中川 勝之

核兵器禁止条約を批准した国が50か国に到達し(現在51か国)、2021年1月22日の同条約発効が迫る中、同月6日までの日本原水協の調査によると、日本政府に禁止条約への参加を求める地方議会意見書が519議会に達し、全1788自治体の29%を超えたとのことです(ただ、都内では9つの市だけで23区ではなし)。

今月8日からの緊急事態宣言が発令される中、新型コロナの拡大防止が求められている最中ですが、歴史的な日ですので、呼びかけられている同日を軸とする(前後1週間をゾーンとする)全都いっせいで宣伝行動に可能な範囲で取り組みましょう。

SNS上での拡散も計画されており、これへの協力も宜しくお願いします。

<都段階組織の合同宣伝行動、これにもご参加下さい>

日時：2021年1月22日(金) 12:00~13:00/場所：池袋駅東口

# 空襲被害者救済法を2021年通常国会で 何としても成立を

北千住法律事務所 黒岩 哲彦

## 1 東京大空襲はヒロシマ・ナガサキに匹敵する労働者と住民の虐殺

東京大空襲を指揮したルメイ将軍は、1945年3月10日の空襲を境に、一般市民を対象にする都市絨毯爆撃・夜間爆撃・使用爆弾は焼夷弾（ナパーム弾）一本の低高度爆撃に変えました。その最初の目標として日本国内で最も人口密度が高い東京下町が選ばれたのです。米軍の空襲は第1に米軍のB29による東京大空襲以後の東京空襲は、無防衛都市への無差別爆撃でした。広島・長崎への原爆投下に象徴される無差別爆撃は、国際法に違反する反人道的なものです。第2に日本本土（内地）も戦場化しました。被災都市は大阪市、名古屋市、神戸市、横浜市など74都市に及びました。生存基盤を喪失し、多くの戦争孤児が生まれました。

### ・空襲被害者は75年間救済から放置された―「戦争被害受忍論」

国は「戦争被害は等しく受忍せよ」との戦争被害受忍論に基づき、空襲被害など民間被害者の救済を拒んできました。国家の非常事態である戦争では、皆被害を受けのだから、生命・身体・財産に何らかの被害を受けてもそれは受忍（我慢）をしなければならないとの「理屈」です。最高裁判所1987年6月26日名古屋空襲訴訟判決で「戦争犠牲、戦争損害は、国の存亡にかかわる非常事態のもとでは、国民のひとしく受忍しなければならなかったところであって、これに対する補償は憲法の全く予想しないところ」という判断を示しました。

## 2 やむにやまれずに提訴

空襲被害者は、2007年3月9日に第一次原告112名、2008年3月10日に第二次訴訟原告20名が東京地裁に国に対して謝罪と賠償を求めて提訴しました。原告の裁判の目的は①東京空襲が国際法違反の無差別じゅうたん爆撃であったことを裁判所に認めさせ、戦争を開始した政府の責任を迫及する。②日本国憲法にもとづき、国に対し、民間人犠牲者への差別をあらためさせ法の下での平等を実現するとともに、犠牲者への追悼、謝罪及び賠償を行なわせることです。

### 【東京地方裁判所2009年12月14日判決】

#### ・「国家の道義的責務」

判決は「被害者の実態調査や、死亡者の埋葬、顕彰等についてできるだけ配慮することは、国家の道義的義務であるという余地は、十分にあり得るものと考えられる。」としました。

### 【東京高等裁判所2012年4月25日判決】

#### ・被害の詳細な事実認定

高裁判決は「原告本人尋問（原審・当審）における供述並びに原告らの陳述書によれば、空襲及びそれに伴う熱風烈火の中を必死に逃げまどい、自ら傷付き、あるいは親、兄弟等の近親者を失った者、疎開や出征のため自ら空襲に遭うことはなかったが、親兄弟等を失い、孤児等として苦労を重ねた者、その後も後遺障害や自分が生き残ったことについて自責感に悩んでいる者など、その態様は様々であるが、原告らが東京大空襲によってそれぞれ多大の苦痛を受けたことが認められる。したがって、原告らが、戦後の立法により各種の援護措置を受けている旧軍人軍属等との不公平感を感じ、原告らのような一般戦争被害者に対しても、救済や援護を与えるのが国を責務であるとする原告の主張には、心情的には理解できるものがある。」としま



した。

#### ・国会が解決すべき問題

判決は「国民自身が、自らの意思に基づいて結論を出すべき問題、すなわち国会が、様々な政治的配慮に基づき、立法を通じて解決をすべき問題」としました。この判断が、国会での立法運動の土台になりました。

### 3 立法運動の大きな前進

司法が救済を拒否する中で、2010年8月14日に全国空襲被害者連絡協議会を結成し、国会での立法運動に取り組んでいます。自公政権への交代後に2015年8月6日に第2次超党派空襲議連（初代会長は鳩山邦夫衆議院議員、鳩山会長の逝去後は河村建夫会長）が結成されました。

臨時国会召集前の2020年10月27日に超党派議連総会が開催され、「特定戦災障害者等に対する特別給付金の支給等に関する法律案（仮称）」が確認されました。法律案は①前文冒頭に「戦後七十五年を迎えるに当たり」と明記、②厚労省に認定審査会を設置し、委員に医療、空襲等に係る歴史、障害者福祉の専門家を任命する、③国と地方公共団体に支給手続き等について周知義務を課したことなど内容も前進しており評価ができます。

立憲民主党、日本共産党、国民民主党、日本維新の会、れいわ新選組、社会民主党の賛成を得ることができています。

### 4 与党と政府の壁を突破する課題

#### ・「戦後補償終了論」の克服

与党と政府を説得する課題の一つは、2005年与党政府合意の問題です。「戦後処理問題に関する措置はすべて確定、あるいは終了したものとする」としているのが新たな補償はできないのではないのかという議論が与党と政府の中にあります。

北村誠吾副会長（前地方創生大臣）は12月8日院内集会で、戦争被害に関する立法措置を講ずるかどうかなんかについては国権の最高機関たる国会に委ねられているものというべきであると明確に批判されました。

#### ・「切りがない論」の克服

自民党の閣僚経験者に面談をしたところ、「切りがないのではないか」との本音を言われました。しかし、わが国の政治は民間戦争被害者について順次補償を拡大し、未帰還者・留守家族、引揚者、原爆被爆者、戦闘参加者、国民義勇隊員、満州関連、防空関連、従軍看護婦、戦後強制抑留者、恩給欠格者、緑十字船阿波丸犠牲者、学童疎開船対馬丸犠牲者の補償をしてきています。

### 5 与野党議員の説得に全力を挙げています

私たちの運動の成否は世論の支持をひろげられるかにかかっています。2021年は衆議院選挙など大型選挙の年です。地元で与野党議員と候補者に大胆に声掛けをしています。

# 東京地評「コロナにまけない！ 食料×生活支援プロジェクト」に参加して

事務局次長 高橋 寛

年の瀬も近づいていた2020年12月23日、東京地評、東京民医連、東京社保協が企画した「コロナにまけない！食料×生活支援プロジェクト」（@東京労働会館 [豊島区南大塚]）に自由法曹団東京支部も生活・法律相談の協力として参加しました。この場を借りてご報告いたします。

会場では、駐車場スペースでの食事の炊き出しと食品や生活物資の無償配布、東京労働会館内での労働・生活・健康相談会が行われました。

自由法曹団東京支部からは、カンパを拠出するとともに、中川事務局長と私が相談員として相談対応を行いました。

私が対応した中では、現に問題に直面している労働相談はありませんでしたが、ほかの相談ブースで

は、母子世帯の生活保護申請や店舗閉鎖による外国人労働者の解雇・雇止めの相談対応があったようです。

相談対応をする中で、新型コロナウイルス流行によって、契約社員、派遣社員、外国人労働者、ひとり親世帯といった元々安定しづらい地位に置かれていた人たちに大きな悪影響が生じていること、国による対策が行き届いていないことを普段の業務に加えてより一層実感しました。



日比谷公園での相談会や年末年始の大久保公園での相談会など、この東京労働会館以外での相談会にも、多くの団員が参加しています。お互いに励ましあい、支援の輪を広げていきましょう。



# 新人紹介

弁護士法人・響 井上 智貴

## 1 自己紹介

初めまして。弁護士法人響に所属する井上智貴と申します。司法修習は第 72 期で、修習地は山口県でした。出身は大阪の北部にある豊中市です。出身大学は京都大学で、出身ロースクールは大阪大学です。

好きな食べ物はうどんです。毎晩食べるほど好きなのですが、東京のスーパーにはどうやら液体のうどんの出汁が売っていないようで、東京の洗礼を浴びせられました。何故東京だけ売っていないのでしょうか。

弁護士登録をしてから 1 年が経ちましたが、1 年前の自分が思い描いていた自分の未来像とは大きくかけ離れており、精進していかねばと常々感じています。もう一度初心に戻って、全力で頑張っていきます。

## 2 弁護士を目指した理由

幼少期から人と話すのが好きで、相談にのることも好きだったので、そういうことができる職業に就きたいと思って、最初に見つけたのが弁護士であったと記憶しています。

ただ弁護士を本格的に目指すようになったきっかけは、法学の勉強が楽しかったからだと思います。

多くの方と同様、昔から勉強はあまり好きではなかったのですが、法学だけはなぜか最初から面白いと思いました。きっと自分の身の回りにある関心事に法学が絡んでいたことが多かったからでしょう。

こうして弁護士になり、これからも生涯、法学を勉強していけることはきっと幸せなことなのだろう、と思うようにしています。

## 3 現在とこれから

私は弁護士になったとき、今の不合理な世界を変える一助となれるような仕事をしたいと考えていました。

そのためには、自分の周りの一人一人の不合理をなくすことと、多くの人が携わる不合理をなくすことの両方をしたいと思っていました。

現状では幸せなことに、事務所の仕事では対個人の案件をたくさんやらせてもらってますし、また弁護団事件としては羽田新ルートの取消訴訟をやっており、自分がしたかったことが両方できていると思っています。

当然やるだけではなく、しっかり良い結果が出せるように、そして今の自分より成長できるように日々努力して頑張っていこうと思っています。

今後ともよろしく申し上げます。

# 都民ファーストの会による新型コロナウイルス感染症対策罰則付き条例案断念と東京都による都民，事業主，医療機関等に対する支援強化を求める声明

- 1 本年11月30日に開会した都議会定例会に、東京都議会の最大会派である都民ファーストの会が、東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例案（以下、単に「条例改正案」という。）の提出を予定した。条例改正案に対し、自由法曹団東京支部は、同日、「都民ファーストの会が策定した東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例案に反対する」と題する意見書（以下、「意見書」という。）を執行し、条例改正案の問題点を具体的に指摘した。
- 2 本年12月2日、都民ファーストの会は、開会中の定例会での議案提出を断念することを明らかにし、実際に提出を行わなかった。なお、不提出の理由について、都民ファーストの会の小山有彦会長は「なるべく多くの皆さんの理解を得るのが、私たちの原則的な姿勢だ」などと説明したが、公明党が反対する方針を決めたこと、その他の会派も賛成する見込みがないことが既に報道されていた。
- 3 自由法曹団東京支部は、意見書において、条例改正案は、都民ファーストの会及び小池都知事が、「感染症対策に取り組んでいる」というポーズをとるための政治的パフォーマンスに過ぎない可能性があることを指摘した。実際に、定例会開会後すぐに不提出を発表したことからすれば、この指摘は正鵠を得ていたものだったといえる。
- 4 意見書で指摘したところであるが、条例改正案には多くの問題点があり、多方面から「感染者への差別を助長する」「実効性がない」などの批判が寄せられていたところである。

都民ファーストの会は、条例改正案について、継続的に協議をし来年に再度提案をしようとしているが、条例改正案にはあまりにも欠陥が多く、提案そのものを直ちに断念するべきである。

今求められているのは、東京都による検査体制の整備であり、そのための実効性ある保健所、医療機関等の体制強化、支援等であり、あるいは都民及び事業主に対する様々な経済的支援であって、これらの抜本的強化である。
- 5 自由法曹団東京支部は、暮らしと平和、人権、民主主義を擁護する法律家団体として来年以降の条例改正案の提出に断固として反対するとともに、東京都による都民、事業主、医療機関等に対する支援強化を求める次第である。

2020年12月17日  
自由法曹団東京支部幹事会

# 2021東京支部総会講演の御案内

## ーぜひご参加ください！

事務局次長 高橋 寛

2020年11月に始まったアメリカ大統領選挙では、民主党出身のバイデン候補が多数の選挙人投票数を獲得し、トランプ（共和党）政権の終焉とバイデン（民主党）政権の誕生という結果となりました。一方で、大統領選挙の約1か月前前に死去した革新派のギンズバーグ連邦最高裁判事の後任判事が前例に反し大統領選挙直前で指名・承認されたり、大統領選挙期間中に（主にトランプ陣営が発信する）選挙陰謀論が流布したりと、見通しが不透明な状況が続いています。また、アメリカでは新型コロナウイルスワクチンの接種が始まっていますが、感染者数の増加には歯止めがかかっていません。

今年の支部総会では、こうしたアメリカ政治における状況を分析した上で、それが日本の政治や経済にどのような影響を与えるかという示唆をいただくため、萩原伸次郎横浜国立大学名誉教授に御講演をお願いしました。

萩原先生は、現代アメリカ経済政策、日米経済関係史を主に研究されてきた経済の専門家です（東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学）。2019年12月には「金融グローバリズムの経済学」を上梓され、2020年8月にも「米国経済白書2020」を共著なさっています。また、2020年10月の評論記事では、トランプ政権による「オバマケア」の廃止が経済的弱者を直撃し経済的格差だけでなく新型コロナウイルス感染の拡大の要因にもなっていると指摘するなど、世界的なコロナ禍の状況を踏まえた発信もなさっています。

アメリカ大統領選挙の結果は、政治面でも経済面でも日本に大きな影響を与えることが予想されます。そうした状況で、アメリカの経済政策や日米経済関係について長年研究されてきた萩原先生のお話を聞く意味は非常に大きいと思います。

ぜひとも、多くの支部団員の皆様、事務局員の皆様のご参加をお願いいたします。

# 12月幹事会議事録

## ※ 学習会 核兵器禁止条約

午後4時00分から川田忠明さん（平和委員会常任理事）を講師とする学習会です。

### 【議題】

#### 1 都政関連

##### (1) 新型コロナ条例案

###### ① 都民ファースト条例案の現状、幹事会決議

幹事会決議として、各政党・民主団体に送付する。

支部ニュースにも入れる

###### ② コロナ禍の公的制度についての弁護士向けの学習会（平井弁護士からの提案）

###### ③ 12月23日「コロナにまけない！食料×生活支援プロジェクト」へのご協力のお願い

東京支部から1万円を支援＋各事務所で共有して物資をお送りする

自由法曹団事務局がカンパ

10時から 奥住、中川、高橋

###### ④ コロナ禍の社会状況の問題

厚労省が年末年始における生活困窮者等に関する協力依頼

各区がどのような対応をとるのかを確認

##### (2) 都政問題その他

調布の陥没問題。次回の幹事会で須藤団員から報告

#### 2 国政関連

##### (1) 学術会議問題

##### (2) 核兵器禁止条例

#### 3 市民運動

#### 4 総会準備

##### (1) 講師

萩原伸次郎さん（横浜国立大学名誉教授）

時間について講演1時間30分程度、質問30分程度

会場に来られるか

宿泊の有無

これからのアメリカの政策・社会潮流と日本への影響

##### (2) 特別報告集 原稿依頼

47番、武蔵村山市の取り組みに変えた。

25番、改憲阻止の取り組みは別（白神団員）に依頼

10番、追悼式典問題。宮川団員に変更

41番、都労委、解決したが口外禁止がついているため報告不可

28番、分担するかも

31番、別で担当

70番、金子団員（北千住）

同性婚訴訟については服部団員（東京中央）に依頼してみる

コロナ関連の問題…情勢について加藤健次団員、コロナ条例について久保木太一団員

(3) 次期執行部候補

(4) 議案書

原稿は1月12日昼までに奥住さんに送る。

(5) 選挙

総会参加者のみの投票とする。Zoom参加者は議決権なし。

選挙管理委員の二人（藤原、金子）は当日出席予定。

(6) 運営など

費用は決定全日程参加で1万7000円

公式の二次会は一応予定しておく

リモートテストを1月26日12時30分から13時30分に

5 支部運営

(1) 団支部MLへの参加

(2) 団支部の幹事へのML検討

(3) 未納会費

6 1月団支部ニュース

コロナ条例については、幹事会決議（声明）を載せる

7 ソフトボール大会の収支

承認

ただし、会場費・車代・駐車場代・謝礼の細目を明示する

8 若手向け学習会

1月21日は幹事会の後に高橋団員が労働事件を担当

2月18日の日程は2月19日に変更、倉重団員が家事事件を担当

3月25日は幹事会の後に岩本団員が外国人（労働者）問題を担当

9 東商連への訪問

本日、黒岩支部長、中川事務局長が訪問

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

## 全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

### 主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

### 【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日の何れかをを選んでいただきます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時のみ「支払対象外期間0日」になります。

＜月払保険料表＞ スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし  
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間 満年齢	対象期間	
	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

### 【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

＜月払保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし  
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### ＜取扱代理店＞

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・竹田  
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 樺本ビル3F  
TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)  
(受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

#### ＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160  
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ20-07693 2020年10月15日)